五〇五　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二二　四

五〇六　千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文学的及美術的著作物保護ニ関スル「ベルヌ」条約へのレバノン共和国等の加入に関する件　二二　四

五〇七　千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約のボスニア・ヘルツェゴビナ等による承継に関する件　二二　四

五〇八　コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　三

五〇九　食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　三

五一〇　商標法条約へのペルー共和国の加入に関する件　二三　三

五一一　紛失の届出により失効した旅券の告示　二八　229　二二

○財務省

三一六　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件　一　四

三一七―三二一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　三

三二二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　五

三二三　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　五

三二四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　五

三二五―三四〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　217　五一

三四一―三四三　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　217　五七

三四四　国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方の名称の一部を改正する件　一三　六

三四五―三四七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　226　一

三四八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二六　三

三四九―三五〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　二七　二

三五一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二八　三

三五二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの輸入数量を告示　三〇　七

三五三　平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示　三〇　七

三五四　平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示　三〇　七

三五五　関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件　三〇　七

三五六　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三〇　七

三五七　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　三〇　七

○財務省、農林水産省

二一二　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　三〇　八

○国税庁

二二三　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　三〇　八

○文部科学省

一六八　密封された放射線同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める件　九　217　五八

一六九　放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する件　九　217　六三